

議案第39号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年5月31日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。

別表第2の20の項を削り、同表中21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（提案理由）

個人番号カードの再交付手数料等に係る規定を削除する必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(無料取扱い)	(無料取扱い)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 略
	<u>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の再交付を求めるときは、無料とする。</u>
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略